

所長指示第61号  
令和2年6月11日

札幌刑務所長 平澤 由行

引取り等を求める差入物の処理要領について

標記について、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「法」という。)」第46条第1項に該当する差入物について、引取り等の判定及び処理要領を下記のとおり定めるので、適正に実施されたい。

なお、平成29年3月14日付け当職指示第17号「引取り等を求める差入物の処理要領について」は、廃止する。

記

1 差入物の引取り等の判定について

- (1) 差入物について、差入れを受け付けるか、法第46条第1項に該当するため引取り等を求めるか不明確な場合は、別紙1「差入物引取判定表」により判定を受けること。
- (2) 別紙1により判定を受ける場合、その他差入物の処理上必要と認めるときは、差入人又は差入物について必要な調査を行うこと。

2 差入人への照会等

- (1) 上記1(2)において、差入物の受取人である当所被収容者と差入人との関係が不明な場合、その他差入物の処理上必要と認めるときは、差入人に対して照会を行うものとする。
- (2) 上記2(1)に係る照会は、次の文書を作成して決裁を受けた後、差入人宛てに送付すること。

なお、照会に当たっては、個々の事案の内容により、必要に応じて次の文書に加筆等の修正を行っても差し支えない。

ア 差入人(個人)に照会する場合

別紙2-1(照会書, 回答書)

イ 差入人(個人)に照会する場合(差入物が書信同封の場合)

別紙2-2(照会書, 回答書)

ウ 差入人(個人)から回答期限までに回答がなされない場合

別紙2-3(照会書の再送付, 回答書, 差入れの取下げに係る回答書)

エ 差入人（個人）から回答書が返送されたが、証明書類の未添付など回答に不備がある場合

別紙 2-4（証明書類等の送付依頼，差入れの取下げに係る回答書）

オ 差入人（個人以外の企業等）に照会する場合

別紙 3-1（照会書，回答書）

カ 差入人（個人以外の企業等）から回答期限までに回答がなされない場合

別紙 3-2（照会書の再送付，回答書）

### (3) 照会への回答期限

上記 2 (2) の照会に対する回答期限は、郵送期間を考慮し、発送日から 1 週間を加えた翌月の同日（休日の場合は翌日以降の開庁日）を原則とする。ただし、差入人が被収容者との外部交通を禁止されているなど特段の事情がある場合は、回答期限を短縮（2 週間を上限とする。）しても差し支えない。

(4) 上記 1 (2) において、緊急等を要するほか、必要があると認められる場合は、差入人に対して電話による問合せを行うことができる。

### 3 差入人への引取りについて

(1) 差入物の引取りを求めるときは、別紙 4（差入物の引取通知書，回答書）を作成して決裁を受けた後、差入人宛てに送付すること。

(2) 引取りに係る費用は、原則として差入人に求めること。

なお、差入人が差入物の廃棄を希望する場合は、会計課において当該差入物を解体等するなどし、廃棄した記録（写真など）を添えてその旨を物品管理官に報告すること。

### 4 差入人引取り相当である差入物の処理について

(1) 法第 46 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号のいずれかに該当し、差入人の所在が明らかでないため引取りを求めることができないときは、公告するものとする。

公告は、別紙 5（公告書留簿）に記載の上、別紙 6（公告文書）を作成し、決裁を受けて行うこと。

(2) 公告文書は、施設前に設置した掲示板へ掲示し、掲示期間は 14 日間とする。

(3) 公告の掲示期間が経過した後、公告について問合せがあった場合には、問合せをした者の氏名等を確認した上、該当する公告事項に基づき口頭で説明し、又は書面を閲覧させるなどして対応すること。

- (4) 差入人に別紙 4 を送付した発送日から 1 週間を加えた日、又は公告の掲示期間が終了した日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までに差入物の引取りがなかったときは、法 46 条第 3 項に基づき国庫帰属の処理をするものとし、別紙 7 (国庫帰属伺い) を作成し、決裁を受けて行うこと。
- (5) 上記 (4) において、保管に不便なものであるとき、腐敗し又は滅失するおそれがあるものであるとき、危険を生ずるおそれがあるものであるときは、上記 (4) に定める 6 か月の期間内であっても、売却してその代金を保管し、売却することができないものは廃棄するものとし、別紙 8 (売却等伺い) を作成し、決裁を受けて行うこと。

#### 5 記録

本指示に基づく調査等のため直ちに被収容者に交付することができない差入物については、仮留品 (金) として取扱うものとし、その取扱い開始時及び終了時は仮留品 (金) 書留簿に必要事項を記載して決裁を受けること。

#### 6 主管

上記 1 ないし 5 に係る事務の主管は会計課長とする。

#### 7 支所における取扱い

- (1) 本所に準じて手続を行うこと。
- (2) 差入物の公告、国庫帰属、売却及び廃棄に関する手続は、本所合議の決裁とすること。

別紙 1

差入物引取判定表

			起案日	令和	年	月	日
			決裁日	令和	年	月	日
			整理番号				
	差入れを認める	引取りを求める	公告する	印	意見		
所長 (決定)							
総務部長							
処遇部長							
処遇首席							
処遇統括							
会計課長					(記載例) 領置係長意見に同じ。		

領置係長					
称呼番号／工場／氏名		第 番 / 第 工場 / 被收容者氏名			
差入人氏名／続柄等		差入人氏名 / 被收容者との関係 (差入物の名称, 個数)			
引取り 相当理由		法 4 6 ① I	交付することにより, 刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるもの		
		法 4 6 ① II	差入人が親族外の場合, 交付することにより, 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるもの (受刑者のみ)		
		法 4 6 ① III	刑事訴訟法の定めるところにより, 交付を受けることが許されない物品 (未決拘禁者のみ)		
		法 4 6 ① IV	差入人の氏名が明らかでないもの		
		法 4 6 ① V	自弃物品として使用できる物品, 釈放時に必要と認められる物品以外の物品		
		法 4 6 ① VI	保管に不便なもの		
			腐敗し, 又は滅失するおそれがあるもの		
		危険を生ずるおそれがあるもの			

意見欄	
-----	--

※ 該当する□欄に☑を記載すること。

別紙2-1 (照会書, 回答書)

令和 年 月 日

(差入人氏名) 様

札幌刑務所会計課長

差入れに関する確認等について

令和 年 月 日, あなたから, 当所被収容者宛てに送付による差入れ  
がありましたが, あたなの身の上等を確認する必要があります。

つきましては, お手数ですが, 別紙「回答書」に必要事項を記載の上, 身分証  
明書(運転免許証, 国民健康保険証, 住民票等)の写しとともに同封の返信用封  
筒により, 本年 月 日までに返送をお願いします。

(連絡先)

〒007-8601

北海道札幌市東区東苗穂2条1丁目5番1号

札幌刑務所会計課

電話 011(781)2011 (内線2132)

別紙

令和 年 月 日

札幌刑務所会計課長 行

氏名 (ふりがな) \_\_\_\_\_ 印

※ 旧姓がある場合は、旧姓もお願いします。

生年月日 \_\_\_\_\_

※ 運転免許証、保険証又は住民票(生年月日の記載されたもの)などの写しを添付願います。

〒 -

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_

【 回 答 書 】

- 1 郵送又は宅配による差入れをされましたか。(□欄のどちらかに☑のチェックをしてください。)  
 はい (→ 2, 3, 4, 5 についてお答えください。)  
 いいえ
- 2 どの郵便局又は宅配業者を利用されましたか。
- 3 いつ送付されましたか。
- 4 何を送付されましたか。(詳しく記載してください。)
- 5 あなたと受取人(当所被収容者の氏名 \_\_\_\_\_)との御関係を教えてください。具体的に記載してください。

(整理番号 \_\_\_\_\_)

別紙 2-2 (照会書, 回答書 (差入物が信書同封の場合))

令和 年 月 日

(差入人氏名) 様

札幌刑務所会計課長

差入れに関する確認等について

令和 年 月 日, あなたから, 当所被収容者宛てに手紙に同封する形での差入れがありました, あなたの身の上を確認する必要があります。

つきましては, お手数ですが, 別紙「回答書」に必要事項を記載の上, 身分証明書 (運転免許証, 国民健康保険証, 住民票等) の写しともに同封の返信用封筒により, 本年 月 日までに返送をお願いします。

(連絡先)

〒007-8601

北海道札幌市東区東苗穂2条1丁目5番1号

札幌刑務所会計課

電話 011(781)2011 (内線2132)

別紙

令和 年 月 日

札幌刑務所会計課長 行

氏名 (ふりがな) \_\_\_\_\_ 印

※ 旧姓がある場合は、旧姓もお願いします。

生年月日 \_\_\_\_\_

※ 運転免許証、保険証又は住民票(生年月日の記載されたもの)などの写しを添付願います。

〒 -

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_

【 回 答 書 】

- 1 郵送又は宅配による差入れをされましたか。(□欄のどちらかに☑のチェックをしてください。)  
 はい (→2, 3, 4, 5についてお答えください。)  
 いいえ
- 2 どの郵便局又は宅配業者を利用されましたか。
- 3 いつ送付されましたか。
- 4 何を送付されましたか。(詳しく記載してください。)
- 5 あなたと受取人(当所被収容者の氏名 \_\_\_\_\_)との御関係を教えてください。具体的に記載してください。

(整理番号 \_\_\_\_\_)

別紙2-3 (照会書の再送付, 回答書, 差入れの取下げに係る回答書)

令和 年 月 日

(差入人氏名) 様

札幌刑務所会計課長

差入れに関する確認等について

令和 年 月 日, あなたから, 当所被収容者宛てに送付による差入れがあった件につき, 本年 月 日に「差入れに関する確認等について」と「回答書」を送付しましたが, いまだに御回答いただいていないようです。

差入れに係る事務処理が進まないことから, 「回答書」(別紙1)を再度お送りいたしますので, お手数ですが, 必要事項を記載の上, 身分証明書等(運転免許証, 健康保険証, 住民票等)の写しとともに同封の返信用封筒により本年 月 日までに返送をお願いします。

諸事情により差入れを取りやめられる場合は, 「差入れの取下げに係る回答書」(別紙2)を本年 月 日までに返送をお願いします。

窓口での返納を御希望の際は, 事前にその旨を記載された「差入れの取下げに係る回答書」と当所に返送の後, あなたが当該差入れの送り主であることを証明できる身分証明書等及び印鑑を御持参ください。

当所窓口の受付時間は, 平日(12月29日から翌年1月3日までを除く。)の午前8時30分から午後4時まで(午前11時30分から午後1時までを除く。)です。

(連絡先)

〒007-8601

北海道札幌市東区東苗穂2条1丁目5番1号

札幌刑務所会計課

電話 011(781)2011(内線2133)

別紙 1

令和 年 月 日

札幌刑務所会計課長 行

氏名 (ふりがな) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※ 旧姓がある場合は、旧姓もお願いします。

生年月日 \_\_\_\_\_

※ 運転免許証、保険証又は住民票(生年月日の記載されたもの)などの写しを添付願  
います。

〒 -

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_

【 回 答 書 】

- 1 郵送又は宅配による差入れをされましたか。(□欄のどちらかに☑のチェック  
をしてください。)  
 はい (→ 2, 3, 4, 5 についてお答えください。)  
 いいえ
- 2 どの郵便局又は宅配業者を利用されましたか。
- 3 いつ送付されましたか。
- 4 何を送付されましたか。(詳しく記載してください。)
- 5 あなたと受取人(当所被収容者の氏名 \_\_\_\_\_)との御関係を教  
えてください。具体的に記載してください。

(整理番号 \_\_\_\_\_)

別紙 2

令和 年 月 日

札幌刑務所会計課長 行

氏名 (ふりがな) \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

【 差 入 れ の 取 下 げ に 係 る 回 答 書 】

希望する番号に○印を付け、理由等を記載してください。

- 1 差入れを取り止めます。  
理由 (例：証明書類を送付できないため 等)  
( \_\_\_\_\_ )

2 返送等の方法

【差入れが現金の場合】

- (1) 令和 年 月 日までに、札幌刑務所窓口を受け取りに行きます。
- (2) 差入れた現金から現金書留封筒料金及び送料を負担しますので、残金の返送をしてください (この際、当所からは、現金書留封筒料金及び送料の領収書の同封はいたしません。)

【差入れが現金以外の場合】

- (1) 令和 年 月 日までに、札幌刑務所窓口を受け取りに行きます。
- (2) 返送してください。(返送料金は着払いとなります。)
- (3) 廃棄処分してください。

(整理番号 \_\_\_\_\_ )

別紙 2 - 4 (証明書類等の送付依頼, 差入れの取下げに係る回答書)

令和 年 月 日

(差入人氏名) 様

札幌刑務所会計課長

差入れに関する確認等について

令和 年 月 日, あなたから, 当所被収容者宛てに送付による差入れがなされた件について照会文書を送付したところ, 御回答いただき, ありがとうございました。

しかしながら, 御本人確認のために, 身分証明書等(運転免許証, 健康保険証, 住民票等)の写しが必要ですので, 同封の返信用封筒により, 本年 月 日までに返送をお願いします。

諸事情により差入れを取りやめられる場合は, 同封した「差入れの取下げに係る回答書」に必要事項を記載の上, 本年 月 日までに返送をお願いします。

窓口での返納を御希望の際は, 事前にその旨を記載された「差入れの取下げに係る回答書」と当所に返送の後, あなたが当該差入れの送り主であることを証明できる身分証明書等及び印鑑を御持参ください。

当所窓口の受付時間は, 平日(12月29日から翌年1月3日までを除く。)の午前8時30分から午後4時まで(午前11時30分から午後1時までを除く。)です。

(連絡先)

〒007-8601

北海道札幌市東区東苗穂2条1丁目5番1号

札幌刑務所会計課

電話 011(781)2011(内線2133)

令和 年 月 日

札幌刑務所会計課長 行

氏名 (ふりがな) \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

**【 差入れの取下げに係る回答書 】**

希望する番号に○印を付け、理由等を記載してください。

- 1 差入れを取り止めます。  
理由 (例：証明書類を送付できないため 等)  
( \_\_\_\_\_ )

2 返送等の方法

**【差入れが現金の場合】**

- (1) 令和 年 月 日までに、札幌刑務所窓口を受け取りに行きます。
- (2) 差入れた現金から現金書留封筒料金及び送料を負担しますので、残金の返送をしてください (この際、当所からは、現金書留封筒料金及び送料の領収書の同封はいたしません。)

**【差入れが現金以外の場合】**

- (1) 令和 年 月 日までに、札幌刑務所窓口を受け取りに行きます。
- (2) 返送してください。(返送料金は着払いとなります。)
- (3) 廃棄処分してください。

(整理番号 \_\_\_\_\_ )

別紙3-1 (照会書, 回答書)

令和 年 月 日

(企業名) 御中

札幌刑務所会計課長

照会について (依頼)

令和 年 月 日, 貴社から当所被収容者 (被収容者氏名) 宛てに (差入物の名称, 個数) (お問合せ伝票番号△△△△-△△△△-△△△△) の送付がありました。本件は当所の被収容者に対する送付であるため、『刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律』に基づき照会することとなりましたので、お手数ですが、別紙「回答書」に必要事項を記載の上、同封の返信用封筒により本年 年 月 日までに返送をお願いします。

なお、本件照会については『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』第7条に規定する「みだりに他人に知らせ」には該当いたしません。また、本件照会を受けた貴社は『個人情報の保護に関する法律』第23条第1項第4号に基づき、あらかじめ本人の同意を得ることなく、回答することができることを申し添えます。

(連絡先)

〒007-8601

北海道札幌市東区東苗穂2条1丁目5番1号

札幌刑務所会計課

電話 011(781)2011 (内線2132)

別紙

令和 年 月 日

## 回 答 書

- 1 発送依頼者の氏名等についてお教えてください。  
お問合せ伝票番号△△△△-△△△△-△△△△  
※ 貴社に送付を依頼した人に対し確認を行うためです。

注文者氏名, 生年月日

注文者住所, 電話番号

- 2 本件回答御担当者様のお名前をお教えてください。

(整理番号 )

別紙 3 - 2 (照会書の再送付, 回答書)

令和 年 月 日

(企業名) 御中

札幌刑務所会計課長

照会について (依頼)

令和 年 月 日, 貴社から当所被収容者 (被収容者氏名) 宛てに送付による (差入物の名称, 個数) (お問合せ伝票番号△△△△-△△△△-△△△△) の差入れがあった件につき, 本年 月 日に当所から御照会させていただいておりますが, 現在まで御回答をいただけていないようです。

差入れに係る事務処理が進まないため, 再度照会をさせていただきますので, お手数ですが, 必要事項を記載の上, 同封の返信用封筒により 本年 月 日までに返送をお願いします。

(連絡先)

〒007-8601

北海道札幌市東区東苗穂 2 条 1 丁目 5 番 1 号

札幌刑務所会計課

電話 011 (781) 2011 (内線 2133)

令和 年 月 日

## 回 答 書

- 1 発送依頼者の氏名等についてお教えてください。  
お問合せ伝票番号△△△△-△△△△-△△△△  
※ 貴社に送付を依頼した人に対し確認を行うためです。

注文者氏名, 生年月日

注文者住所, 電話番号

- 2 本件回答御担当者様のお名前をお教えてください。

(整理番号 )

別紙 4 (差入物の引取通知書, 回答書)

令和 年 月 日

(差入人氏名) 殿

札幌刑務所会計課長

差入物の引取りについて

令和 年 月 日, あなたから当所被収容者に送付された差入物(差入物の名称, 個数)については, 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第 46 条に基づき, 差入れを受け付けることができません。

つきましては, 当該差入物の引取りをお願いします。

引取り方法については, お手数ですが, 別紙「回答書」に必要事項を記載の上, 同封の返信用封筒により返送をお願いします。

(注意事項)

【差入物が現金の場合】

- 1 当所窓口(面会受付窓口)まで受取りに来られる場合は, あなたが当該差入物の送り主であることを証明できる身分証明書等(運転免許証, 健康保険証, パスポート等)及び印鑑を持参してください。
- 2 当所窓口の受付時間は, 平日(12月29日から翌年1月3日までを除く。)の午前8時30分から午後4時まで(午前11時30分から午後1時までを除く。)です。
- 3 送付の場合は, 差入れた現金から現金書留封筒料金及び送料を負担していただき, 残金の返送となります(この際, 当所からは, 現金書留封筒料金及び送料の領収書の同封はいたしません。)
- 4 本書面到着後6か月を経過するまでに, あなたからの返答がなく, 又は, あなたが当該差入金品の引取りを行わないときは, 法令の規定に基づき, 当所で処分することになりますので, あらかじめ御承知願います。

【差入物が現金以外の場合】

- 1 当所窓口(面会受付窓口)まで受取りに来られる場合は, あなたが当該差入物の送り主であることを証明できる身分証明書等(運転免許証, 健康保険証, パスポート等)及び印鑑を持参してください。
- 2 当所窓口の受付時間は, 平日(12月29日から翌年1月3日までを除く。)の午前8時30分から午後4時まで(午前11時30分から午後1時までを除く。)です。
- 3 返送料金は着払いとなります。
- 4 本書面到着後6か月を経過するまでに, あなたからの返答がなく, 又は, あなたが当該差入金品の引取りを行わないときは, 法令の規定に基づき, 当所で処分

することになりますので、あらかじめ御承知願います。

(連絡先)

〒007-8601

北海道札幌市東区東苗穂2条1丁目5番1号

札幌刑務所会計課

電話 011(781)2011(内線2133)

別紙

令和 年 月 日

札幌刑務所会計課長 行

氏名 (ふりがな) \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

【 回 答 書 】

希望する番号に○印を付けてください。

【差入れが現金の場合】

- (1) 令和 年 月 日までに、札幌刑務所窓口を受け取りに行きます。
- (2) 差入れた現金から現金書留封筒料金及び送料を負担しますので、残金の返送をしてください（この際、当所からは、現金書留封筒料金及び送料の領収書の同封はいたしません。）。

【差入れが現金以外の場合】

- (1) 令和 年 月 日までに、札幌刑務所窓口を受け取りに行きます。
- (2) 返送してください。（返送料金は着払いとなります。）
- (3) 廃棄処分してください。

(整理番号 \_\_\_\_\_ )

別紙 5 (公告書留簿)

公 告 書 留 簿

検印	番号 (○公)	差 入 れ (当所受付) 年 月 日	称呼番号 氏 名	差入れの内容	公 告 の 日 (同終了の日)	検印	て ん 末
		令和 年 月 日			令和 年 月 日 (令和 年 月 日)		
		令和 年 月 日			令和 年 月 日 (令和 年 月 日)		
		令和 年 月 日			令和 年 月 日 (令和 年 月 日)		
		令和 年 月 日			令和 年 月 日 (令和 年 月 日)		
		令和 年 月 日			令和 年 月 日 (令和 年 月 日)		
		令和 年 月 日			令和 年 月 日 (令和 年 月 日)		

※ 検印欄は主管課長等

別紙 6 (公告文書)

札公第 号

## 公 告

公告期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

令和 年 月 日, 当所の被収容者宛てに差入れがありました。下記の物品に心当たりのある方は, 当所会計課長まで申し出てください。

なお, 本日から 6 か月を経過する日までに申出がない場合は, 国庫に帰属することになります。

### 記

- 1 現金 (〇〇郵便局 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け消印)
- 2 書籍〇点 (「〇〇〇」ほか〇点)

札幌刑務所長 (公印)

別紙 7 (国庫帰属伺い)

令和 年 月 日

札幌刑務所長 ○ ○ ○ ○ 殿

札幌刑務所会計課長 ○ ○ ○ ○

差入物の国庫帰属について (伺い)

標記について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (以下「法」という。) 第 46 条第 3 項に基づき下記のとおり実施してよろしいか。

記

整理番号	公告番号
差入物の内容	<input type="checkbox"/> 現金 ( 円) <input type="checkbox"/> 物品 ( )
起算日 ～6か月経過日	<input type="checkbox"/> 引取りを求めた日 (法第 46 条第 1 項) <input type="checkbox"/> 公告をした日 (法第 46 条第 2 項) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
処理方法	<input type="checkbox"/> 現金を (項) 雑入 (目) 雑収に歳入処理 <input type="checkbox"/> 物品 ( ) を売却 した代金を (項) 物品売払収入 (目) 不用物品売払代に歳入 処理 <input type="checkbox"/> 物品 ( ) を売却 不能のため廃棄
備考	

別紙 8 (売却等伺い)

令和 年 月 日

札幌刑務所長 ○ ○ ○ ○ 殿

札幌刑務所会計課長 ○ ○ ○ ○

差入物の売却又は廃棄について (伺い)

標記について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (以下「法」という。) 第 46 条第 4 項に基づき下記のとおり実施してよろしいか。

記

整理番号		公告番号	
差入物の内容			
起算日 ～6か月経過日	<input type="checkbox"/> 引取りを求めた日 (法第 46 条第 1 項) <input type="checkbox"/> 公告をした日 (法第 46 条第 2 項) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
6か月経過日前 に売却又は廃棄 が相当な理由	<input type="checkbox"/> 保管に不便 <input type="checkbox"/> 腐敗し、又は滅失するおそれあり <input type="checkbox"/> 危険を生ずるおそれあり		
処 理 方 法	<input type="checkbox"/> 物品 ( ) を売却 した代金を保管 <input type="checkbox"/> 物品 ( ) を売却 不能のため廃棄		
備 考			